

園芸施設共済重要事項説明書 ◇

(契約概要・注意喚起情報・その他注意事項)

この重要事項説明書は、園芸施設共済のご加入にあたり、あらかじめ承知いただきたい事項を明記したものです。

加入申し込みをいただく際に、内容をご確認いただきますとともに、説明書の内容にご不明な点がございましたら、農業共済組合までお問い合わせください。

I. 共済目的

(1) 特定園芸施設

特定園芸施設とは、温室その他のその内部で農作物を栽培するためのガラス室及びその全体が被覆されているプラスチックハウスで、気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための雨よけ施設、ネットハウス及び多目的ネットハウス

特定園芸施設の区分			区分の標準
類区分		主要骨材等	
ガラス室	I 類	木造	屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られ、かつ、骨格の主要部分が木により造られている施設
	II 類	鉄骨	屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られ、かつ、骨格の主要部分が鋼材又はアルミ材により造られている施設
プラスチックハウス	I 類	木竹	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が木又は竹により造られている施設
	II 類	パイプ	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分がパイプにより造られている施設
	III 類	鉄骨下及び片屋根式	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が鋼材又は鋼材及びパイプにより造られている施設のうち、プラスチックハウスⅣ類甲（鉄骨中・軟）及びプラスチックハウスⅣ類乙（鉄骨中・硬）以外のもの
	Ⅳ類甲	鉄骨中（軟）	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が鋼材又はアルミ材により造られている施設のうち、プラスチックハウスⅣ類乙及びプラスチックハウスⅤ類（鉄骨上）以外のもの
	Ⅳ類乙	鉄骨中（硬）	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が鋼材又はアルミ材により造られている施設のうち、プラスチックハウスⅤ類（鉄骨上）以外のもの
	Ⅴ類	鉄骨上	次のいずれかに該当する施設 (1) 屋根及び外壁の主要部分が合成樹脂板により造られている施設 (2) 屋根及び外壁の主要部分がプラスチックフィルム（ビス止めされた硬質フィルムに限る。）により造られている施設のうち、耐風速50m/s以上又は耐雪荷重50kg/m ² 以上の強度を有するもの
	Ⅵ類	雨よけ等	次のいずれかに該当する施設 (1) 主として屋根面のみがプラスチックフィルムにより被覆されている施設 (2) その全体又は主として屋根面のみが通気性を有する被覆材（寒冷紗、ネット等）により被覆されている施設のうちプラスチックハウスⅦ類以外のもの
Ⅶ類	多目的ネットハウス	その全体が通気性を有する被覆材により被覆され、かつ、骨格の主要部分（隅柱、周囲柱及び中つり柱）が鋼材、アルミ材又はコンクリートにより造られており、鋼線により接続されている施設	

ただし、次に掲げる施設園芸用施設については特定園芸施設から除きます。

- ① 被覆物を移動し又は除去しなければその内部で通常の栽培作業を行うことができない施設園芸用施設（フレーム(育苗温床)、トンネル等）
- ② 設置面積 1 アール当たりの再建築価額が 3 万円未満の施設園芸用施設
- ③ 気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設園芸用施設のうち雨よけ施設等及び多目的ネットハウス以外の施設

(2) 附帯施設

特定園芸施設の内部で農作物を栽培するために用いられる施設園芸用施設で次に掲げるもので、特定園芸施設に併せて共済目的とすることができます。

温湿度調節施設(暖房施設、冷房施設等)、かん水施設、排水施設、換気施設、炭酸ガス発生施設、照明施設、しや光施設(カーテン装置)、自動制御施設、発電施設、病害虫等防除施設(土壌消毒施設を含む。)、肥料調製散布施設、養液栽培施設、運搬施設(特定園芸施設に固定されたものに限る。)、栽培棚(ベンチ)、支持物(平棚栽培するための骨格の主要部分に固定された支持枠)

(3) 施設内農作物

特定園芸施設の内部で栽培される次に掲げる農作物です。特定園芸施設に併せて共済目的とすることができます。ただし、育苗中の農作物、通常の肥培管理が行われないおそれがある農作物は除かれます。

作物区分	作物名		
葉菜類	細ネギ	チンゲンサイ	セルリー
	中ネギ	グリーンアスパラガス	パセリ
果菜類	シュンギク	フキ	ニラ
	ホウレンソウ		
果菜類	イチゴ	トマト	温室メロン
	ナス	ミニトマト	温室ブドウ
花き類	キュウリ	ハウスメロン	
	菊	マーガレット	スターチス
花き類	トルコギキョウ	ストック	ガーベラ
	カーネーション	カスミ草	鉢物(シクラメン)
花き類	バラ		

(4) 特定園芸施設撤去費用

共済事故の発生に伴い、特定園芸施設を撤去するのに要する費用で、当該特定園芸施設（被覆材を除く。）の解体並びに当該特定園芸施設に係る廃材（被覆材を除き、破損したガラスが混入した当該特定園芸施設内の土を含む。）の搬出及び処分に要する費用

(5) 園芸施設復旧費用

共済事故の発生に伴い、特定園芸施設（被覆材を除く。）又は附帯施設を復旧するのに要する費用

2. 加入資格者

園芸施設共済への加入資格者は、組合の組合員で、当該組合の区域内に住所を有し、かつ、特定園芸施設を所有又は管理する者で農業を営む者の特定園芸施設の設置面積(ガラス室においては2を乗じて得た面積。)の合計が2アール以上であるもの。

3. 加入申し込み及び共済関係の成立

- (1) 園芸施設共済の共済関係は、特定園芸施設1棟ごとに、加入資格者が、所有又は管理する特定園芸施設を園芸施設共済への加入を申し込み、組合がこれを承諾することによって成立します。この場合において、連棟式の特定園芸施設については、全体を1棟として扱うものとします。ただし、当該連棟式の特定園芸施設が施設区分の異なる施設によって構成されている場合には、当該区分が同一の連棟ごとに1棟として扱います。
- (2) 加入申込者が特定園芸施設の所有者であるときは、所有する全ての特定園芸施設について申込みをしてください。ただし、次に掲げる事由に該当するものを除きます。
 - ① 共済事故の発生が相当の確実さをもって見通されること
 - ② 損害の額の適正かつ円滑な認定が困難であること
 - ③ 通常の管理が行われず又は行われないおそれがあること
 - ④ 共済金の支払い条件により組合員等が申し出た小損害不填補の基準金額が10万円および20万円、50万円、100万円である場合において、当該特定園芸施設に係る共済関係の共済価額が当該金額以下であること
 - ⑤ 当該特定園芸施設が他の損害保険等に付されており、かつ、組合員等が当該特定園芸施設につき共済関係を成立させない旨の申出をしたこと
 - ⑥ 既に園芸施設共済に付されていること
 - ⑦ 当該特定園芸施設の経過年数が次の表の左欄に掲げる特定園芸施設の区分に応じ同表の右欄に掲げる年数を超えており、かつ、組合員等が当該特定園芸施設につき共済関係を成立させない旨の申出をしたとき

特定園芸施設の区分	年数
ガラス室Ⅰ類 プラスチックハウスⅠ類 プラスチックハウスⅥ類のうち、骨格の主要部分が上に掲げる区分に類するもの(雨よけハウス等)	13年
ガラス室Ⅱ類 プラスチックハウスⅢ類 プラスチックハウスⅣ類甲 プラスチックハウスⅣ類乙 プラスチックハウスⅤ類 プラスチックハウスⅥ類のうち、骨格の主要部分が上に掲げる区分に類するもの(雨よけハウス等) プラスチックハウスⅦ類	35年
プラスチックハウスⅡ類 プラスチックハウスⅥ類のうち、骨格の主要部分が上に掲げる区分に類するもの(雨よけハウス等)	25年

- (3) 加入の申込みに係る特定園芸施設が、管理施設である場合であって、当該特定園芸施設が(2)の①から⑦までの事由に該当する場合又は当該加入申込者が当該管理施設について原状回復義務を負っていない場合は、当該加入の申込みはできません。
- (4) 特定園芸施設又は附帯施設が生計を異にする2人以上の加入資格者により所有し又は管理されている場合において、当該加入資格者のうちの一部の者が園芸施設共済に加入せず又は当該附帯施設を共済目的としないときは、当該特定園芸施設又は当該附帯施設については、加入の申込みはできません。
- (5) 園芸施設共済の加入申込みの承諾の際、加入申込者からの申出により、当該園芸施設共済の共済責任期間が終了するまでに当該加入申込者から次の園芸施設共済の加入申込みをしない旨の意思表示がないときにおいて、当該組合員等に係る園芸施設共済の加入申込みがあったとする旨の自動継続特約を付することができます。

4. 共済責任期間

【共済責任期間の開始日】

- (1) 園芸施設共済の共済責任期間は、組合が加入申込者から共済掛金の払込みを受けた日の翌日から開始します。ただし、次に掲げる場合にあっては、次に定める日から開始するものとします。
 - ① 共済責任期間の始期を統一する場合
 - ② 現に存する共済関係の共済目的である特定園芸施設について継続して加入する場合で、現に存する共済関係に係る共済責任期間の終了の日の1月前から当該終了の日の前日までの間に共済掛金の払込みを受けたとき=当該共済責任期間の終了の日の翌日
 - ③ 雨よけ施設等としての共済責任期間と雨よけ施設等以外の特定園芸施設としての共済責任期間が連続する特定園芸施設に係る園芸施設共済において、先に開始するいずれかの特定園芸施設としての共済責任期間の終了の日の10日前から終了の日の前日までの間に共済掛金の払込みを受けた場合=当該共済責任期間の終了の日の翌日
- (2) 共済掛金の払込期限の納入期日を過ぎて共済掛金の払込みを受けたときは、加入の申込みの承諾をした日に共済掛金の払込みがあったものとみなして取り扱うものとします。

【共済責任期間】

- 園芸施設共済の共済責任期間は、1年間です。ただし、次に掲げる場合には、共済責任期間を1年以上1年未満とします。
- ① 共済責任期間の始期又は終期を統一する場合
 - ② 当該特定園芸施設の設置期間が周年でない場合

5. 共済価額

- (1) 特定園芸施設の共済価額
ハウス本体の再建築価額×時価現有率+被覆材の

再取得価額×経過割合

(2) 附帯施設の共済価額

附帯施設の再取得価額×時価現存率

(3) 施設内農作物の共済価額

(ハウス本体の再建築価額＋被覆材の再取得価額)
×施設内農作物価額算定率

(4) 撤去費用の共済価額

㎡あたり撤去費用基準額×特定園芸施設の設置面積
(ガラス室：1,200 円、パイプハウス：290 円、鉄骨ハウス：880 円)

(5) 復旧費用の共済価額

ハウス本体の再建築価額－(ハウス本体の再建築価額×時価現存率)

6. 共済金額

(1) 共済金額の選択方法

- ① 共済金額は、特定園芸施設等ごとに、共済価額の 100 分の 40 を下回らず、共済価額の 100 分の 80 を超えない範囲内において組合が別に定める園芸施設共済掛金率等一覧表に掲げる金額のうちから組合員等が申し出た金額とします。ただし、付保割合追加特約に加入する場合は共済価額の 100 分の 10 および 100 分の 20 を追加することができる。
- ② 園芸施設共済掛金率等一覧表に掲げる共済金額は、共済価額に、次に掲げる割合をそれぞれ乗じた金額とします。
 - (ア) 100 分の 40
 - (イ) 100 分の 50
 - (ウ) 100 分の 60
 - (エ) 100 分の 70
 - (オ) 100 分の 80
- ③ 園芸施設共済の共済金額は、共済事故によって生じた損害について共済金が支払われた場合でも、同一共済責任期間中は減額しません。

(2) 共済価額の算定方法

- ① 園芸施設共済の共済価額は、特定園芸施設等ごとに算定される次に掲げる金額の合計とします。
 - (ア) 共済責任期間開始の時ににおける特定園芸施設の価額
 - (イ) 共済責任期間開始の時ににおける附帯施設の価額
 - (ウ) 施設内農作物の価額
 - (エ) 撤去費用基準額
 - (オ) 復旧費用基準額
- ② 共済責任期間中の増改築等により特定園芸施設等の価額に増減が生じた場合でも、原則として、共済責任期間中は共済価額の変更をしません。

7. 共済掛金等

(1) 共済掛金の算定方法

園芸施設共済の共済掛金は、次の式により棟ごとに計算します。

共済掛金＝(a＋b＋c＋d＋e＋f)×短期係数

a：特定園芸施設・附帯施設共済掛金相当額

b：施設内農作物共済金額相当額×施設内農作物に係る共済掛金算定基礎率（小損害不填補 1 万円特約の共済掛金算定基礎率を除く）×被覆期間割合

c：撤去費用共済掛金相当額

d：復旧費用共済掛金相当額

e：付保割合追加特約の共済掛金相当額

f：小損害不填補 1 万円特約の共済掛金相当額

特定園芸施設の種類ごと、特定園芸施設（附帯施設を含む）、施設内農作物、特定園芸施設撤去費用および園芸施設復旧費用ごと、さらに被覆期間および未被覆期間ごとに次のように算定します。

農家負担共済掛金＝{(共済金額×被覆期間割合×被覆期間の共済掛金率)＋(共済金額×未被覆期間割合×未被覆期間の共済掛金率)}×(共済責任期間/12ヵ月)－国庫負担掛金

【小損害不填補 1 万円特約】

農家負担掛金＝(共済金額×被覆期間割合×1万円特約に係る被覆期間共済掛金率)＋(共済金額×未被覆期間割合×1万円特約に係る未被覆期間共済掛金率)

【付保割合追加特約】

農家負担掛金＝(付保割合追加特約に係る共済金額×被覆期間割合×被覆期間共済掛金率)＋(付保割合追加特約に係る共済金額×未被覆期間割合×未被覆期間共済掛金率)

【小損害不填補 1 万円特約の付保割合追加特約】

農家負担掛金＝(付保割合追加特約に係る共済金額×被覆期間割合×1万円特約に係る被覆期間共済掛金率)＋(付保割合追加特約に係る共済金額×未被覆期間割合×1万円特約に係る未被覆期間共済掛金率)

(2) 共済掛金算定基礎率

共済掛金算定基礎率は、農林水産大臣が定める共済掛金標準率の算定の基礎として、次の共済目的又は費用ごとに告示される共済掛金標準率算定基礎率を基礎として危険段階を設定します。

- ① 特定園芸施設及び附帯施設(施設区分ごと、被覆又は未被覆の別ごと、小損害不填補の基準の別ごと、小損害不填補 1 万円特約の有無の別ごと、特定園芸施設の骨格の主要部分の強度の別ごと及び集団加入の有無の別ごと)
- ② 施設内農作物(施設区分ごと、小損害不填補の基準の別ごと、小損害不填補 1 万円特約の有無の別ごと、事故除外方式の申出の有無の別ごと及び集団加入の有無の別ごと)
- ③ 撤去費用(施設区分ごと、被覆又は未被覆の別ごと、小損害不填補の基準の別ごと、小損害不填補 1 万円特約の有無の別ごと、特定園芸施設の骨格の主要部分の強度の別ごと及び集団加入の有無の別ごと)
- ④ 復旧費用(施設区分ごと、被覆又は未被覆の別ごと、小損害不填補の基準の別ごと、小損害不填補 1 万円

特約の有無の別ごと、特定園芸施設の骨格の主要部分の強度の別ごと及び集団加入の有無の別ごと)

8. 共済掛金等の払込み

(1) 共済掛金の払込期限

- ① 共済掛金の払込期限は、組合から加入申込みの承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内です。
- ② ①にかかわらず、現に存する共済関係の共済目的である特定園芸施設について継続して加入する場合は、現に存する共済関係の共済責任期間の終了の日の前日とします。
- ③ 組合は、加入申込者から、①及び②の払込期限を過ぎて共済掛金の払込みを受けたときは、改めて加入の申込みがあったものとみなして取り扱うものとします。

(2) 被覆期間の変更の場合の取扱い

- ① 特定園芸施設の被覆期間の変更により共済掛金を追加納入する場合の払込期限は、組合員等の異動通知が組合に到達した日の翌日から起算して2週間以内とします。
- ② 特定園芸施設の被覆期間の変更により共済掛金の一部を払い戻す必要がある場合は、組合は速やかに共済掛金の払戻しをします。

9. 共済掛金等に関する権利の消滅時効

共済掛金組合員等負担額、保険料、再保険料、事務費賦課金又はこれらに係る延滞金を徴収する権利、共済掛金組合員等負担額の返還又は払戻しを受ける権利及び共済金の支払を受け、又はその返還を受ける権利は、農業保険法第119条の規定により、3年間これを行わないときは、時効によって消滅します。

10. 共済関係の存続

組合等との間に共済関係の存する者が、住所を移転したことにより組合員等又は共済資格者でなくなった場合において、その者が当該共済関係を存続させることについてその移転前に所属していた組合等の承諾を受けていたときは、当該共済関係は、存続するものとします。

11. 共済目的の譲受けによる権利義務の承継

- (1) 共済目的の譲受人は、事業規程等の定めるところにより、組合の承諾を受けて、共済関係に関し譲渡人の有する権利義務を承継することができます。
- (2) 共済目的の譲受人は、当該譲受けの日から2週間以内に当該譲受人の住所、特定園芸施設の所在地その他共済目的の状況を明らかにする書面を添えて、組合に承諾の申請を行ってください。
- (3) 組合は、譲受人から(2)の規定による申請があったときは、遅滞なく、承諾するかどうかを決定して譲受人に通知します。

- (4) 権利義務の承継は、その承諾の時からその効力を生じます。
- (5) 共済目的について相続その他の包括承継があった場合には(1)から(4)までに準ずるものとします。

12. 異動通知

共済関係の成立後、共済目的に次の異動が生じた場合には、遅滞なく、その旨を組合に通知してください。

- (1) 共済目的の譲渡
- (2) 共済目的の移転、解体、増築、改築又は構造若しくは材質の変更
- (3) 共済目的の共済事故以外の事由による破損(軽微なものを除く。)又は滅失
- (4) 共済目的を他の保険又は共済に付したこと
- (5) 特定園芸施設の被覆期間の変更
- (6) 施設内農作物の種類、栽培面積又は栽培期間の変更
- (7) 施設内農作物の発芽又は移植
- (8) 危険が著しく増加する事由

13. 共済事故(共済金支払対象事故)

園芸施設共済の共済事故は次のとおりです。ただし、事故除外方式の共済関係においては、病虫害を共済事故としません。

- (1) 風水害、ひょう害、雪害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による災害
- (2) 火災
- (3) 破裂及び爆発
- (4) 航空機の墜落及び接触並びに航空機からの物体の落下
- (5) 車両及びその積載物の衝突及び接触
- (6) 病虫害
- (7) 鳥獣害

事故除外方式の申出は、次のいずれかの要件を満たす加入申込者に限ります。

- (1) 加入申込者が所有し又は管理する特定園芸施設の設置面積の合計が5アール以上であり、かつ、当該申出に係る共済責任期間の開始前3年間にわたり引き続き特定園芸施設を用いて施設園芸の業務を営んだ経験を有すること。
- (2) 病虫害による損害の防止を行うため必要な施設が整備され、かつ、その防止を適正に行う見込みがあること。

14. 損害通知

(1) 事故発生通知

組合員等は、共済目的につき共済事故が発生したときは、遅滞なく、その旨を組合に通知しなければなりません。ただし、施設内農作物を共済目的としている場合にあっては、組合員等は、病虫害の徴候が確認されたときには直ちにその旨を組合に通知しなければなりません。

(2) 損害通知

組合員等は、共済金の支払を受けるべき損害があると認めるときは、遅滞なく、次に掲げる事項を組合に通知しなければなりません。

- (ア) 共済事故の種類
- (イ) 共済事故の発生年月日
- (ウ) 共済事故により被害を受けた共済目的並びに当該共済目的に係る棟番号及び所在地
- (エ) 共済事故によって生じた損害の状況
- (オ) その他被害の状況が明らかとなる事項

(3) 撤去費用加算方式又は復旧費用加算方式の取扱い

- ① 撤去費用加算方式又は復旧費用加算方式の共済関係につき共済事故による損害が生じたときは、組合員等は、[2]の通知後、速やかに園芸施設撤去・復旧計画書に特定園芸施設の設計図(建物平面図、側面図等)及び附帯施設の仕様書等を添付して組合に提出してください。
- ② 組合員等は、共済目的の撤去又は復旧をしたときは、遅滞なく、その旨を組合に通知してください。
- ③ ②の通知は、撤去費用又は復旧費用に係る領収書又は請求書(これらの書類の金額にかかる内訳明細等を含む。)を添えて、共済事故の発生した日から1年以内に提出しなければなりません。ただし、以下のいずれかに該当する場合であって、当該通知を1年以内にすることができないときは、当該1年が経過する前に組合の承認を受けて、3年に限り、その期間を延長することができます。
 - (ア) 当該共済事故に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町の区域内において撤去又は復旧が行われる場合
 - (イ) 施工業者又は復旧資材の不足その他組合員等の責めに帰することができない事由により撤去又は復旧が滞った場合

(4) 画像による損害評価

組合は、画像を活用した損害評価を希望している組合員等からの損害通知が原形を失った特定園芸施設に係るものであった場合は、当該組合員等から被害画像を電磁的方法により提出させ、被害状況の確認を行うことができます。

15. 共済金

(1) 共済金の支払条件

- ① 組合は、特定園芸施設等ごとに、損害額が、当該組合員等が次に掲げる金額から選択した小損害不填補の基準金額を超える場合に、その都度共済金をお支払いします。なお、[エ]又は[オ]の金額を選択する場合にあつては、当該特定園芸施設等の共済価額が当該選択金額を超えている場合に限ります。
 - (ア) 3万円(共済価額の20分の1に相当する金額が3万円に満たないときは、当該相当する金額)
 - (イ) 10万円
 - (ウ) 20万円
 - (エ) 50万円

(オ) 100万円

(カ) 1万円(「3万円」を選択した場合に、さらに少額の補償を希望する場合の特約)

② ①の損害額は、次の式により算定します。

損害額=被害額-(残存物価額+賠償金等の額)

(注) 残存物価額とは、共済目的の損害に係る部分の残存物の処分価額をいいます。

賠償金等とは、損害を填補するものとして提供された金銭等(例えば損害賠償金)をいい、他人の同情的な心情を現す手段として提供された金銭(例えば見舞金)及び損害保険の保険金は含まないものとします。

③ ②の被害額は、次に掲げる金額の合計です。

- (ア) 特定園芸施設の被害額
- (イ) 附帯施設の被害額
- (ウ) 施設内農作物被害額
- (エ) 撤去費用額(100万円を超えるとき又は当該特定園芸施設(プラスチックハウスにあつては、被覆材を除く。)に係る損害割合が50%(ガラス室にあつては、35%)を超えるときに限る。)
- (オ) 復旧費用額

(2) 共済金の支払額

- ① 支払うべき共済金は次の式により算定します。ただし、共済金の一部を免責する場合の支払額は、次の式により算出される金額から免責額を差し引いて得た額とします。

共済金の支払額=損害額×共済金額/共済価額

- ② 同一の共済目的について保険金又は共済金を支払うべき他の保険契約又は共済関係(以下「保険契約等」という。)が存する場合であっても、園芸施設共済に係る共済金は、①の規定により算出した金額とします。
- ③ ②により支払うこととなる園芸施設共済に係る共済金と他の保険契約等により既に支払われた保険金又は共済金の額との合計額が、損害額を超える場合は、園芸施設共済に係る共済金は、②にかかわらず、損害額から他の保険契約等により既に支払われた保険金又は共済金の額の合計額を差し引いた金額とします。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した共済金に相当する金額を限度とします。
- ④ 組合は、共済金の支払額の決定後遅滞なく、当該組合員等に共済金の支払額、損害の額、共済金の支払期日及び支払方法を通知します。

16. 共済金の支払の免責

事業規程等の定めにより、次の場合には、共済金の全部又は一部につき支払の責任を免れるものとします。

- (1) 組合員等が通常すべき管理その他損害防止の義務を怠ったとき。
- (2) 組合員等が損害防止の指示に従わなかったとき。
- (3) 組合員等が組合への損害発生の通知を怠り又は悪

意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

- (4) 組合員等が組合への損害発生の通知を行うときに、正当な理由がなく、被害の状況が明らかとなる事項に関する書類の提出を拒み、その書類に故意に不実のことを表示し又はその書類を偽造若しくは変造する等により不実の通知をしたとき。
- (5) 組合員等が、加入申込みの際、当該申込みに係る特定園芸施設の構造、材質、所在地、経過年数及び被覆期間、附帯施設の種類及び経過年数並びに施設内農作物の種類、栽培面積及び栽培期間につき、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず又は不実の通知をしたとき(組合がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。)
- (6) 組合員等が異動の通知を怠り又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- (7) 組合員等が正当な理由がないのに特定園芸施設の被覆期間の変更の異動通知に伴う追加共済掛金の払込みを遅滞したとき。

17. 支払責任のない損害

園芸施設共済の共済目的につき共済事故によって生じた損害であっても、その損害が次のいずれかに該当するものであるときは、組合は共済金を支払う責任を負いません。

- (1) 戦争その他の変乱によって生じた損害
- (2) 共済目的の性質・欠陥・自然消耗(被覆物に限る)・故障による損害によって生じた損害
- (3) 重大な過失・法令違反による損害
- (4) 加入者親族の故意による損害(共済金取得目的でなかった場合を除く。)
- (5) 組合員等が植物防疫法の規定に違反したことによって生じた損害
- (6) 生理障害・薬害・連作障害・育苗中の農作物の被害

18. 共済関係の消滅

パイプハウスの場合は損害があったスパン数が9割以上のとき(パイプハウス以外の場合は損害額が共済価額の8割以上のとき)は、全損または経済的全損として取り扱います。この場合、共済関係は消滅します。

19. 共済関係の解除

(1) 告知義務違反による解除

加入申込みにおいて、組合が求めた告知項目について、申込者が故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、共済関係を解除することができます。

(2) 重大事由による解除

組合は、次に掲げる事由がある場合には、共済関係を解除します。

- ① 組合員等が、共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと

と

- ② 組合員等が、共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと
- ③ ①及び②のほか、組合員等に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由

20. 共済関係の失効等

(1) 共済関係の失効

園芸施設共済の共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があったときは、権利義務を承継した場合を除き、効力を失います。

(2) 共済関係の無効の場合の効果

共済関係の無効若しくは失効の場合又は組合が共済金支払の責任を免れる場合においても、既に受け取った共済掛金を返還しません。ただし、無効の場合において、組合員等に重大な過失がなかったときは、この限りではありません。

21. 管理施設の取扱い

(1) 加入申込み

管理施設について園芸施設共済の加入申込みがあった場合には、所有者の住所・氏名を加入申込書に記載してください。

(2) 共済金支払

- ① 管理施設に損害が生じ、加入者に共済金を支払う場合は、管理施設の所有者に対し、加入者に共済金を支払う旨の通知を行います。
- ② 管理施設に損害が生じた場合であって、管理施設の所有者が直接共済金の支払を請求したときは、加入者に対し所有者に共済金を支払う旨の通知を行います。

22. 共済関係の存続

組合との間に共済関係の存する加入者が、住所を移転したことにより加入資格者でなくなった場合において、その加入者が当該共済関係を存続させることについてその移転前に組合の承諾を受けていたときは、当該共済関係は、存続します。

23. 共済目的の譲受けによる権利義務の承継

- (1) 共済目的の譲受人は、事業規程の定めより、組合等の承諾を受けて、譲渡人の権利義務を承継することができます。
- (2) 譲受人は、譲受けの日から2週間以内に住所、特定園芸施設の所在地その他共済目的の状況を明らかにする書面を添えて、組合に承諾の申請をしてください。
- (3) 組合は、譲受人から申請があったときは、遅滞なく、承諾するかどうかを決定して通知し、その承諾の時から効力を生じます。
- (4) 共済目的について相続その他の包括承継があった場合には(1)から(3)に準じます。

24. 農業経営収入保険と園芸施設共済との間の移行等

(1) 園芸施設共済から農業経営収入保険への移行

特定園芸施設と併せて施設内農作物を加入する組合員等が、共済責任期間の途中で農業経営収入保険に加入するときは、組合に申し出るものとし、組合は、当該保険期間の開始の日の前日付けで共済関係のうち施設内農作物に係る部分を解除し、施設内農作物に係る未経過分の共済掛金相当額のうち共済掛金組合員等負担額を日割りで計算した金額を払い戻します。

(2) 農業経営収入保険から園芸施設共済への移行

農業経営収入保険の保険関係及び園芸施設共済の共済関係が存する組合員等が、当該保険関係の保険期間終了後、施設内農作物に加入しようとする場合は、組合に申し出るものとし、組合は、現に存する共済関係を保険期間終了の日と同日付けで解除し、その翌日から共済責任期間の開始する特定園芸施設及び施設内農作物を共済目的とする共済関係を成立させ、未経過分の共済掛金組合員等負担額を日割りで計算した金額を払い戻します。

(3) 園芸施設共済の制度改正に伴う新制度への移行

園芸施設共済の制度改正により、旧制度の共済関係が存する組合員等が、その共済責任期間の途中で新制度の共済関係を成立させようとする場合は、組合に申し出るものとし、旧制度の共済関係を解除し、その翌日から共済責任期間の開始する新制度の共済関係を成立させ、未経過分の共済掛金組合員等負担額を日割りで計算した金額を払い戻します。

25. 共済責任期間中における特定園芸施設の増改築等に伴う異動の取扱い

(1) 特定園芸施設の増改築等に伴う異動通知があり、増改築等後の価額に基づく補償を受けたい旨の申出があった場合は、当該増改築等後の共済価額を算定します。

(2) (1)により算定した増改築等後の共済価額が、当初の価額と異なる場合、組合は(1)の申出を承諾し、当該増改築等後の価額に基づく共済掛金を納入していただくとともに、払込みのあった日をもって従前の共済関係を解除するものとします。

(3) (2)による共済掛金の払込みがあった日の翌日から新たな共済関係を成立させるとともに共済責任期間を開始させるものとします。

(4) (2)による共済関係の解除を行う場合は、組合員等に対し、未経過分の共済掛金組合員等負担額を日割りで計算した金額を払い戻します。

26. 環境負荷低減の取組み

組合は、「みどりの食料システム戦略」（農林水産省みどりの食料システム戦略本部決定）に掲げる環境負荷低減の取組を推進するため、加入申込書の提出に併せ

て「【農業経営体向け】環境負荷低減のチェックシート」の提出のご協力をお願いしています。ただし、他の農業共済事業の加入申込み等において、同一年分の取組に係るチェックシートを既に提出している場合は、提出の必要はありません。

27. 個人情報の取扱い

ご加入の内容、加入申込書記載事項やその他の知り得た情報については、組合及び農林水産省が引受の判断、共済金等の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。また、この契約に関する個人情報は、組合が実施する他の共済のご案内等のために必要な範囲で利用することがあります。

法令により必要とされた場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合及び個人情報の利用目的のために業務を委託する場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

28. 高齢者等への取組み

ご加入者が会話上の意思伝達・相互連携に支障がある場合は、理解力・判断力に応じ、よりきめ細やかな取組みを行います。

29. その他の事項

組合は、事業の健全な運営に努めるとともにその保有する共済金支払責任の一部を、農林水産省と保険契約を締結して危険の分散を図るなど共済金の確実な支払いに努めていますが、財務状況によっては共済金等の支払額が削減されることがあります。

30. その他の事項

組合は、行政庁の指導のもと、事業の健全な運営に努めてまいります。財務状況によっては共済金等の支払額が削減されることがあります。

本書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありませんので、詳細またはご加入のお申し込み、共済掛金の納入、各種の通知など、ご不明な点がありましたら、お手数ですが最寄りの支所までお問い合わせ願います。

【お問い合わせ】



東部支所	☎ 0879-43-4121
高松支所	☎ 087-888-1146 ☎ 0120-58-1148
小豆出張所	☎ 0879-62-0694
中讃支所	☎ 0877-35-7735
三豊支所	☎ 0875-25-2482 ☎ 0120-031-304
本 所	☎ 087-888-2121